

教育下越

新潟県教育庁下越教育事務所
https://www.pref.niigata.lg.jp/kyoiku_kaetsu/
令和7年5月14日発行 第390号



1面：職員間で話題の共有を 令和7年学校管理訪問について等
2面：児童生徒の事故防止を SC、SSW の効果的活用を

職員間で話題の共有を

「個人情報」の漏洩防止」 「給食、飲料水における安全確保の徹底」

先月から、県内の学校事故事案がメディア報道で複数回取り上げられました。下越管内では、「生徒による薬品の誤使用」という重大事案が発生し、義務教育課から、指導と管理の徹底についての通知が発出されたところです。日頃から職員間で報道等の話題を共有し、「自分の学校はどうだろう」とマニュアル等を確認するなど、未然防止の意識を高めるよう積極的な取組をお願いします。



教職員がいきいきと勤務できる学校を目指して ～新しい風が吹く今こそ～

例年、多忙化解消の取組について調査や実態把握をお願いしています。昨年の「教育下越」では、「学校現場における働き方改革の取組事例集(令和5年度版)」を紹介しました。その直後、その事例集に目を通した管理職から、「具体的な取組を知りたい」「どこの市町村の取組なのか教えてほしい」という問い合わせを複数いただきました。自校の働き方改革を一步でも前に進めようとする積極的な姿勢に敬意を表します。

「働き方改革の推進」と言われ、数年が経過しましたが、私たちの心のどこかに「やり尽くした感」はないでしょうか。

使いやすい職員室にするために物品の配置を変えてみるという「小さなこと」から、自校の年間総時数や校時表を見直してみようという「大きなこと」まで「改革の切り口」は様々です。

人事異動で職員が入替わり、「新しい風」が吹く年度始めこそ、「前年踏襲の当たり前」を見直す絶好の機会です。管理職が職員の声の拾い上げ、自校に活かせることはないかという観点で、「改革の切り口」を探ってください。



令和7年度 学校管理訪問について

小学校 42 校、中学校 23 校の計 65 校の訪問を行います。訪問予定のない学校にも、市町村教育委員会を通じて「諸表簿点検 11 のポイント」や「学校の施設・設備等に関する通知内容(抜粋)」を配付してありますので、御確認ください。

1 訪問のポイント① ～諸表簿の整理～

諸表簿の整合性は、「職員の服務勤務の厳正さや学校経営の健全さの鑑」であると言われていています。事前に配付してある「諸表簿点検 11 のポイント」に基づき、確実に点検をお願いします。

2 訪問のポイント② ～施設設備の管理～

図工準備室等の刃物類や理科準備室の薬品等「危険物」の管理が重要です。昨年度の管理訪問では「準備室は施錠管理をするから」と刃物類が鍵のかからない戸棚に置かれている学校が散見されました。家庭科準備室の包丁と同様の管理が必要です。

また、使用見込みのない錆びた刃物類が保管されている学校がいくつかありました。学校の統合に伴う余剰物品だと考えられます。今現在の学習活動に必要な物かどうかを見極め、廃棄する等適切に管理してください。

3 訪問のポイント③ ～危機管理～

学校の危機管理は多岐に及びます。公教育としての信頼を失わないよう、管理職を中心に自校の現状として、何が課題なのか実態把握に努めてください。特に「個人情報の管理」を徹底するようお願いします。

昨年度の学校管理訪問では「食物アレルギー対応」の取組について確認をしました。今年度は、家庭環境調査票等の管理状況についても確認する予定です。

以上のことは、学校管理訪問の有無に関わらず、全ての学校で点検し、必要に応じて改善してください。

児童生徒の事故防止を

1 交通事故について

(1) 令和6年度の状況について

事故発生件数は36件(前年度+7件)でした。校種別にみると小学校21件、中学校15件でした。小学校では、スクールバス下車後に、バスの後方から飛び出し、対向車線から来た車と接触した事例がありました。

状況別にみると自転車乗車中の事故が23件と最も多く発生しました。中学校では、自転車で下校中、交差点で一時停止せずに進入し、車と接触した事例がありました。

(2) 重点指導事項

年度初めのこの時期、安全意識を高める絶好の機会です。各校で、下記の事項について丁寧に指導するようお願いします。

○安全な歩行の仕方

- ・車道への急な飛び出しは絶対にしない
- ・交差点や横断歩道での一時停止
- ・横断前・横断中の安全確認

○自転車の安全な乗り方

- ・車道が原則、左側を通行
- ・交差点では一時停止と安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・ヘルメットを着用

2 傷害事故について

(1) 令和6年度の状況について

事故発生件数は115件(前年度+39件)でした。校種別にみると小学校49件、中学校66件でした。

状況別にみると教科等学習中と課外活動中を合わせて63件と半数以上を占めていました。傷害の種類別にみると、骨折や脱臼が59件と最も多く発生しました。小学校では、体育で跳び箱の授業中、中学校では、柔道部の練習中に骨折した事例がありました。

(2) 重点指導事項

体育の学習や部活動では、事前に下記の事項を確実に指導するようお願いします。

○危険を予測し回避できる力を、発達段階に応じて身に付けさせる

○事故の起きない環境づくりに努める

- ・指導中の安全確保
- ・施設設備の安全確認

なお、首から上のけがは、躊躇せず救急搬送するなど、日頃から自校の危機管理マニュアルについて周知し、徹底するようお願いします。

スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の効果的活用を

1 スクールカウンセラーについて

全国的に不登校、いじめや暴力行為、児童虐待等の件数は増加傾向にあり、貧困率も依然として高く、心理的に困難を抱えている児童生徒が増加しています。

不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応を目的とし、全ての小・中学校、義務教育学校、特別支援学校にスクールカウンセラー(以下SC)が配置されています。SCの職務は以下のとおりです。

- (1) 児童生徒及び保護者からの相談対応
- (2) 学級や学級集団に対する援助
- (3) 教職員や組織に対するコンサルテーション
- (4) 児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

2 スクールソーシャルワーカーについて

スクールソーシャルワーカー(以下SSW)の職務は、「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ」です。SCは主に学校内の活動が中心ですが、SSWは、『当事者である児童生徒・保護者、教職員、地域の住民および関係機関等という学校内や学校の枠を越えて、それらのつながりを一層強化し、協働しながら、児童生徒の自立を促すためのコーディネーター的な立場』であるといえます。カウンセラー等他の専門相談員とケースごとに役割分担しながら連携していくことで最大の効果が期待されます。

管内では、2名のSSWが支援を行っています。昨年度は400件を超える要請があり、不登校や不登校傾向の児童生徒に関する相談や支援が大半を占めました。

複雑化・困難化しているケースが非常に増えています。早い段階での児童生徒や保護者との面談、学校とのケース会議等への参加や関係機関との連携が重要です。積極的な活用をお願いします。

SSWの派遣については、各校及び各教育委員会に訪問希望依頼書等を電子データで送付しています。(下越教育事務所のホームページにも掲載)また、電話やZoomを利用したオンラインでの面談にも対応します。



新潟県いじめ対策ポータル
サイト
教職員向け「SSW活用リー
フレット」